

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第50回）
2. 日時	平成24年5月18日（金）13:00～15:00
3. 議案	<p>1. 配分に関する規則等の検討</p> <p>（1）配分先情報提供</p> <p>（2）その他</p> <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 配分に関する規則の検討</p> <p>（1）配分先情報提供</p> <p>事務局より、前回会合における議論及び本検討会開催までの検討状況を反映した規則改正案について、資料に基づき説明が行われ、大要以下の通り意見交換がなされた。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>配分数量が上位となる顧客を抽出して発行体に提供する案の場合、平幹事から主幹事に情報集約をすることは同業他社に営業資産を渡すこととなり、事実上難しいことから、各社が直接発行体に情報提供することが前提となっている。</p> <p>この案に対しては、以下のようなデメリットが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家が、自身の情報を発行体に提供されることを望まない場合、配分数量の引き下げを望み、需要の委縮や歪みが発生する恐れがある。 ・ 主幹事での情報集約ができないため、発行体に対して名寄せ等の整理がされていない情報が、各社からバラバラに提供されることとなる。 <p>このため、発行体が把握する配分状況が実態と乖離する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件によっては、提供される情報が多数にのぼり、本来把握されるべき情報が埋没する可能性がある。 <p>以上のような理由から、制度趣旨や実務との整合性を考えると、従来のトランスペアレンシー実務をベースとした枠組みがベストであるという意見があった。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トランスペアレンシー基準の場合、トランスペアレンシーの対象となる投資家は、すべて報告対象となるというイメージか。 <p>→ そうである。トランスペアレンシー基準に該当した情報をさらに上位基準で絞り込むということまでは、現段階では考えられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用業者の全てを報告しなければならなくなると、実務対応が困難であると考えられる。 <p>そのため、規則において報告対象として規定するのであれば、ある程度の基準を設けて対象を限定する必要があるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件の規模等に応じて、報告対象を特定する方法として、報告対象リストを、

主幹事から平幹事へ事前に示しておくということが考えられる。

短期間で報告すべき投資家層が変化することは少ないと考えられる。リストに挙げる投資家が大きく変わった場合には、例えば、「投資顧問の統廃合等で報告対象が減っている。」といったような合理的な説明とともに協会に報告することとすれば、主幹事が指定するトランスペアレンシー基準で報告対象を特定した場合でも、証券会社による恣意性は排除されるのではないかと考える。

→ 年に数件程度のペースで主幹事を手掛けるような証券会社にとっては、リストの作成や十分なメンテナンスが難しいということもあるのではないかと考える。

→ その様な場合は、一度平幹事として受け取ったリストを基に、社名の変更や統廃合等の調整をするといった方法で運用していくしかないものかと考える。

- ・ 資料中では、トランスペアレンシー基準による報告の対象として「その他居住者である投資家（個人投資家を除く）」が挙げられているが、そもそも、現在のトランスペアレンシーの実務においてそういった者は対象となっておらず、どのような者を想定しているのかが不明確である。

→ 大型案件の際に、投資運用の指図のアドバイスをしているような、投資信託としても運用業としても登録をしていない居住者を想定している。

→ 実際にオーダーを出す際は、アドバイザリー業務をしている者からオーダーがでるわけではないと考えられ、そのような者を報告対象に含めると、かえって混乱をきたすのではないかと考える。

- ・ 現行のブックビルディングの実務の延長として、トランスペアレンシー基準による抽出をするのであればスムーズに対応できるが、その他居住者を含めることで、報告対象が変動的になるのであれば、むしろ数値基準を置いて上位顧客を抽出する方法の方が、わかりやすくなるのではないかと考える。

- ・ 上位基準とした場合の、委託販売団による報告体制はどうすべきか。

→ 委託販売団だからと言って特例を設ける必要はないと考える。

販売団として参加するのであれば、その証券会社から発行体へ直接報告することとすればよいのではないかと考える。

- ・ 委託販売団による販売は、大半が個人投資家への販売となると考えられるため、報告の対象自体も少なくなるのではないかと考える。

- ・ 大型民営化案件の場合、委託販売団として呼ばれる証券会社は、おそらく小口が多くなると考えられ、そのような証券会社は発行体との直接のコンタクトもないと考えられる。

そのため、委託元に対して報告し、そこから発行体へ情報提供するというフローは残しておいた方がいいのではないかと考える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守秘義務契約の締結は各社毎に行うことになるのか。引受幹事団が契約上カバーされていれば個社毎の契約は必要ないとも考えられるが、どのような形で守秘義務契約を締結するのかについても、検討する必要があるのではないか。 → トランスペアレンシー基準であれば、主幹事が集約して報告することができるため、主幹事・発行体間の契約に含むことができるかもしれないが、各社毎の報告となると、シ団契約に付随する引受契約に機密保持という内容がなじまないことから、別の契約とした方がいいのではないかと考える。 → 契約については、守秘義務の確約書の雛形を協会で作し、当該確約書を発行体から主幹事宛に差し入れていただくこととし、その写しをシ団各社に配るといったフローを構築すべきである。 各社毎の対応とした場合、実務がまわらなくなる恐れがある。 ・ 発行会社へ提供すべき顧客情報は、投資家名と株数のみであり、その他の情報は提供できないということによいか。 例えば、口座名義が「〇〇アセット・マネジメント」と「〇〇AM」という2件の情報につき、これらの投資家は同一のものかと発行体から訊かれても、回答はできないということになるのか。 → そうである。 → 各社で対応が異なることがないよう、規則上明確に規定すべきではないか。 → 規則上、顧客の同意なく発行体に提供できる情報は限られるが、それ以外の情報についても、顧客の同意があれば提供できることは依然として変わらない。規則上提供が義務付けられている情報以外は渡してはいけないというルールとすることは、その禁止の特段の理由があればともかく、これについては適切ではないものとする。 規則に規定された情報以外には守秘義務がかかっているという制度説明をしていただくことになると考える。 (2) その他 特になし 2. その他 特になし <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8647)